

令和3年度第6回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和3年6月10日(木)

午後1時30分

ところ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会協議事項について
(3組合統合の目的とスケールメリットについて)

(2) 新組合(3組合統合・複合化)の骨子(案)について
(職員(消防職員を含む。)の給与(案)について)

(3) その他

3 閉 会

出席者

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁	谷	明	宏	事務局長
斉	田	典	祥	事務局次長兼管理課長
坂	本		操	消防長
永	井	貴	史	消防次長兼総務課長
根	本	成	壽	管理課長補佐
坪	井	智	彦	管理係長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小	杉		茂	事務局長
古	手	憲	夫	事務局次長
松	本		毅	参事兼施設課長
岩	橋	勇	生	総務課長
岡	野	恵	之	総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒	井	久	仁	夫	事務局長
杉	山		晃		事務局次長
風	見	光	三		参事兼総務課長
浅	野	大	樹		総務課主査

傍聴者

椎	名		貢	江戸崎地方衛生土木組合副参事
---	---	--	---	----------------

○風見総務課長 本日はどうもお疲れ様でございます。それでは、只今から令和3年度第6回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を開催いたします。本日ですね、衛生組合木村施設課長が出張のため欠席となっております。ご了承下さい。協議に入る前にですね、資料の確認をいたします。午前中にメールで送信させていただきましたものから確認致します。まず、本日の会議次第が1枚です。次に出席者名簿、すみません、これ令和3年度第5回になっていますが、第6回に修正してください。申し訳ありません。

続きまして塵芥組合さんからの質問票です、こちらも第5回になっていますが、第6回に修正お願いします。次に、こちらは（たたき台）となっております仮称統合複合化計画ということで、冊子の前段部分の資料こちらが一部ございます。

次にですね、塵芥組合さんの方から提出されました、給料に関する代替案、A3判横の新旧対照表の形になっているものですね、こちらが1部。続きましてこちらが給料に関する参考資料という事で、稲敷龍ヶ崎地方の3組合の地域手当支給率の経緯という事で、支給開始年度から支給の率ですね、この変遷こちらが載ったものを1枚でとじたものがございます。

次にですね、稲広組合さんの地域手当に関する経緯ということで、こちらは衛生組合の方から質問という形で出させて頂いたものへの回答という事で頂いたものがございます。こちら1枚です。続きまして3組合のですね、基準職務表、職務の級の改正履歴という事で、こちらも両組合の方から情報提供頂いたものを1つにまとめたものでございます。こちらも給料に対する協議の参考資料として活用できればと思っています。

続きまして、こちら塵芥組合さんの方から提供頂きました、十勝圏複合事務組合、十勝環境複合事務組合の統合に関する資料でございます。A4横のものとなっています。

次にですね、衛生組合からの質問表、こちらは2回目に送ったものですが、こちらちょっと後ほど協議をして頂きたいということであえて今回また送付させて頂いたものです。

続きまして、本日会場の机の方に配ってある資料ですね、塵芥組合さんの方から統合複合化の基本方針という事で、A3横のものですねこちらが1枚、もう1つが衛生組合の方から職員の給料についての衛生組合案という事で3枚1組になっているものが1部。こちらが今日会場で配布させて頂いた資料です。資料ちょっと多いんですが、以上でよろしいでしょうか。はい、それと前回に引き続きですね骨子案をまとめた冊子をお持ちいただいているかと思えます。それでは協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思えます。お願いします。

○荒井事務局長 改めましてみなさんこんにちは。今日は給料をメインにやりたいと思っておりますが、6月下旬管理者への説明、また7月に入ると市町村との協議、また3組合議会への説明という事で、色々とタイトなスケジュールとなっていますので、その会議に臨むための確認なども本日でできればなと思っていますので宜しくお願い致します。

それでは次第に沿って進めて参ります。協議事項の（1）、稲敷龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会協議

事項についてです。7月2日に3組合経営検討委員会が開催されますが、今回の協議事項である3組合統合の目的とスケールメリットについて、塵芥組合の岡野補佐が資料を作成してくれましたので、その内容について協議をしたいと思います。まず岡野補佐から資料の説明をお願いしたいと思います。

○岡野総務課長補佐 はい、それでは冊子の方、仮称統合複合化計画、上にたたき台と書いてある冊子に基づいて説明をさせて頂きたいと思います。こちらの方は以前配ってある冊子の方に内容の方を追記などして修正等を加えたりしたものがこちらの資料となります。1ページをお願い致します。こちらの統合複合化計画仮称ですが、こちらの方の計画の策定の趣旨という形の方で1ページの方でまとめております。詳細な説明は割愛させて頂きますが、まず大まかには一部事務組合の概要の説明など記載しまして、次に稲敷龍ヶ崎地方において、この3組合の設立状況等を記載しています。

これと併せまして国全体、全国の一部事務組合の状況等についてここで記載した後に、またというところから今度日本全体でこちらの龍ヶ崎含めての情勢というところで、まず人口減少ということが起きている、また、新型コロナウイルス等によってコロナでの活動なども色々制限されている、いわゆる一部事務組合の方が設立してから大体50年経つ中で色々社会経済情勢等が変わってるという趣旨の方でこちらの方を作成しているところであります。

この点を踏まえて、このようにというところで、これまでの人口構造が大きく変わろうとしており、また、新型コロナウイルスによる社会経済活動の影響で地域経済が低迷し、内容が変わってくるのがあって、そうであっても、これからの公共サービスなど圏域住民の為にもやっていくことが当然ながら求められているので、そういったところで、このためというところで、今後も安定した公共サービスを提供するため、そして圏域住民の安全安心快適な生活環境の向上を図るため、この計画を策定するものですと、いわゆる目的がこちらの方、公共サービスの提供、圏域住民の安全安心快適な生活環境の向上という形の方でまとめてみたところであります。

次のページ2ページの方お願いします。こちらの方は、一部事務組合に関しまして国、茨城県の動向としてまとめたところであります。①の国の動向としましては、昭和35年以降、主に国の方の指導で一部事務組合の設立を各市区町村の方に促して高度化、広域化するニーズに対応していくと、また、昭和42年から49年までの8年間で一部事務組合の団体数は2202団体から3039団体と大きく大幅に増加していつている。しかしながらこの時の地方自治法の方の規定では、構成市町村が異なる場合はいわゆる一部組合の合併複合化が認められてはいなかったところです。

そういったことを踏まえて各市区町村の方には一部事務組合の方が幾つも設立されて、効率的な運営というところで問題があったことから、国は昭和49年に地方自治法の一部を改正し、複合的一部事務組合の制度を持ったという事をここで記載しております。この法改正とその後の平成の大合併、そういうものを踏まえまして一部事務組合の方は最大で昭和49年3039団体だったものが平成30年には1465と、約半分半減している形の方の経過でまとめているところであります。

3ページが茨城県の動向といたしまして、茨城県の方は国の方の法改正、地方自治法の改正に伴いまして県内市町村の拡大というのをやっている。それと併せまして県の方で策定している行財政改革大綱、この中に市町村合併の推進を位置づけてまして、これと併せましてその中に一部事務組合の見直しも含まれています。そういったことから、県の方も市町村合併の推進と併せて一部事務組合の方の見直しを市町村

に働きかけを行った結果、平成8年の時点では76団体だったものが、令和2年には38団体まで減少しているという形の方でまとめています。下の所に直近ですが県内の一部事務組合の一覧を表の方でまとめているところでもあります。

続きまして4ページをお願いいたします。こちらは前回の資料の方であったもので、ページを増やしております、拡充しています。これまでの会議資料ですと、それぞれの一部事務組合の説明がちょっと薄かったところがありまして、またこちらの具体的な合併のところになって、唐突ではないですけれども始めて出てくる様な情報なども多かったことから、こちらの方でそれぞれの一部事務組合の現状と課題につきまして、より前回よりかは情報を掲載したいと思って追記してみたところでもあります。そういったところで5ページの②の組織体制の方に文章を新たに追加したり、5ページの下の方には職員の年齢構成のグラフを用いて記載したり、続きまして7ページ④の庁舎等施設のところでも、このところでもそれぞれの状況を追記しているところでもあります。

これを通して4ページから7ページが稲広組合、続きまして8ページからが衛生組合、8ページから11ページまでが衛生組合、12ページから15ページまでが塵芥組合という形の方でこれまで2ページだったものが4ページという形の方でボリュームを増やしております。

また15ページの方では塵芥組合の所で、焼却施設の方が令和13年度に最終稼働年度の見込み、最終処分場については令和16年度末には埋め立て完了する見込みと、今後こういった検討をしていくためにこちらの時点、今の現状なども記載しているところでもあります。

これを踏まえまして16ページ以降が3組合の現状と課題のまとめという形の方で、こちらも新規で作成したページになります。こちらの方は主に3組合の現状の方を比較する様な形の方でまとめています。こういったことから17ページの方には、職員の年齢構成の方が3組合比較した場合のグラフと表、18ページ19ページになりますと財政状況の方で先ほど数字であったものがグラフという形の方で3組合それぞれ歳入と歳出、また令和2年度決算の方で一つの内訳、円グラフという形の方で記載しているところでもあります。

こういったそれぞれの一部事務組合の現状と課題を捉えまして、併せて20ページ21ページの方をお願いします。ここも前回あったところとほぼ同じですが、20ページの表の右側に火葬場斎場というのを追加しております。こちらの方は江戸崎地方衛生土木組合さん、こちらの方が塵芥処理だけではなく火葬斎場なども行っていたり、今後斎場の複合化そういったことも検討していくといった形の方でこの表で追加、以前の資料には有りませんでした。今回追加しております。

続いて22ページ23ページをお願いします。先ほどまでは各一部事務組合の現状と課題というところで主にまとめたところで、そういうところで統合複合化するにあつての検討ということが、こちらからのページでまとめています。この中で23ページが検討の内容としまして、まず検討した場合のメリットデメリット、また検討しなかった場合のメリットデメリットなどもこのページから触れているところでもあります。

そういったところで23ページの①、統合複合化した場合のメリットデメリット、案の1としては2組合の統合として、稲広さんと衛生組合さんの2つが統合した場合のメリットデメリット。案の2が稲広さんと塵芥組合の方が統合した場合のメリットデメリット。この中で共通するものもありまして、2つの組

合が統合することで財政基盤の強化や組織体制の充実が期待されるものであり、関連する総務部門の事務の集約化、あとはそれぞれ共通しますが、例えばですが、案の1メリットの3つ目のポチですが、稲広さんと衛生組合さんが統合した場合だと、構成市町村が類似していることから管理者及び副管理者のほか議会や監査委員などの組織等が大きな変化にならないことが想定されますと、その4つそれぞれの組み合わせそれぞれでまた考えられる事を入れております。

そういったことから案の2の方についても同じように、それぞれの組合の方が統合した場合のメリットとデメリットとして記載しているところでもあります。その中で案の2の方の3つ目のポチですと、事務局職員の年齢構成の偏りが若干解消される、こちら塵芥処理組合の方が若い職員の方がいらっしゃるの、こういった形の方で年齢構成の偏りの方が若干ですが解消されるといったところもメリットとして挙げているところでもあります。

同じように24ページの方を見て頂きたいのですが、案の3ですと衛生組合さんと塵芥組合が統合した場合のメリットとデメリット、案の4が3組合統合した場合のメリットデメリットという形の方でまとめているところでもあります。

それで25ページの②が統合しない場合ということで、3組合が現状のまま継続した場合のメリットデメリットというのをまとめているところでもあります。こういったところで合併統合した場合のメリットデメリットや、しない場合のメリットデメリットを踏まえまして(3)の検討結果としまして、統合しないのではなくて統合した事で安定した財政基盤の確立や組織体制の充実化が図られる、さらに共通する事務の集約及び一元化により、事務作業の効率化及び事務事業の経費削減等が図られることから統合複合化に取り組むこととしますと、また2組合の統合より3組合の統合の方が新たな行政課題への対応が可能となり圏域住民の利便性の向上が図られることから、3組合の統合複合化を目指しますという形の方でまとめているところでもあります。

これと併せて今日日本日お配りして頂きましたA3の資料の方を見て頂きたいのですが、4統合複合化の基本方針といたしまして、いわゆるスケールメリットを意識している部分であります。4の(1)新組合の基本理念としましては、先ほどの3組合の統合によるメリットこちらの方を踏まえまして新たに設置する新組合がどのようなことに取り組んでいくかというのをまとめて記載しているところでもあります。

その中ではこの計画策定の目的やルール、圏域住民のサービスの向上であったり、先ほどのメリットを重複しますが、事務の一元化によりまして事務効率を図ったり、また衛生組合さんと塵芥組合こちらの環境に関連する事業事務を行っていることから、それぞれの所管している計画、衛生組合さんの方の生活排水処理基本計画とこちらの塵芥組合が所管する一般廃棄物処理基本計画が新組合に一元化されることから、環境施策の連携及び強化を図ることで、構成市町村の環境施策と一体的に推進することで圏域住民の生活環境の向上を図る。

また、中長期的な視点でというところで、塵芥処理の広域化及び斎場事務の複合化を視野に入れた検討及び取り組みを推進することで構成市町村の財政負担の軽減を図る、持続可能な財政構造の構築に寄与することとする。

まとめの所でもありますが、これらの取り組みを総合的複合的に推進することで、新たに設置する新組合はこれからの未来を担う次世代への責務として、また新たな取り組みによる受け皿となれる組織として

これまでの取り組みを発展させるとともに、圏域住民の安全安心そして快適な生活環境を送ることが出来るような取り組みを展開しますという形の方が基本理念といったところでまとめたところであります。

(2) が新組合の設立時期、目標として令和5年4月1日。(3) が統合複合化の手法としまして、前段で記載しましたが、複合的一部事務組合として統合複合化を行う。

27ページ以降は今後協議していくこととなると思いますが、新組合の事務所であったり、名称、また統合の手法、吸収による統合なのか3組合全部解散による統合なのか、そういったものが今後管理者等会議の方での協議を踏まえながら27ページの部分は作っていきたいと考えております。以上簡単ですがこちらの方の目的とスケールメリットについて粗削りのところがありますが、本日を踏まえましてあと3回の会議の中で精査ブラッシュアップしていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○荒井事務局長 はい、有難うございました。前回の会議からあまり時間が無い中でここまで仕上げて頂きました。有難うございます。今の説明、分かりやすく説明がありましたけれども、何かご意見等ありましたらお願いをいたします。

○坂本消防長 すみません。訂正という事でお願いをしたいんですけども、たたき台の統合複合化の資料で、

○荒井事務局長 何ページでしょうか？

○坂本消防長 6ページですね。すみません5ページです。5ページの組織体制の表の中で一番左、消防本部の緊急課ってなってるんですけども、これを救急課ということで。

○荒井事務局長 一番左ですね。

○坂本消防長 救急課ですね。救う、救急課で訂正の方お願いいたします。あと文章の中で上から2番目の予防課、警防課、これも緊急課となっていますのでこれも救急課という事で訂正の方を宜しくお願いいたします。

○荒井事務局長 あとは、何かありますか？その他はいかがですか？

○澁谷事務局長 ありません、素晴らしいです。

○岡野総務課長補佐 23ページのメリットデメリットのところ、

○荒井事務局長 何ページ？

○岡野総務課長補佐 23ページのメリットデメリットで、この組み合わせだったら、こういったメリットもあるんじゃないかデメリットがあるんじゃないかというようなご意見があれば頂ければ有難いなと思っています。

○荒井事務局長 この他にね。

○澁谷事務局長 すみませんね。

○岡野総務課長補佐 細かく書きすぎているところともあるんですけど。

○荒井事務局長 あ、この所が一番市町村との話し合いの中で一番最初に市町村の方で気にかけて色々聞いてくる部分かなと思っています。この辺はもうちょっとまだ時間ありますので、付け足す部分ありましたら岡野補佐の方、塵芥組合の方にご連絡を頂ければなと思っています。ちょっと他なければ私の方からいいですか？ちょっと何点か。

まず3ページなんですけれども、茨城県の動向で一番下に茨城県内における一部事務組合の統合複合化

の事例ということで、平成10年4月の組合の統合をこれ事例として書いているんですが、もう一つ今年統合したばかり稼働したばかりの霞台厚生施設組合、これは新広域ごみ処理施設です。これ新しいんですよ、これプラスできないですかね？あのごみ処理の広域化という部分も担っていくわけですからそういう事例もちょっと付け足しても良いのかなと。

○岡野総務課長補佐 そうなると、付け足す、スペースの関係でそうなると下妻の所はちょっと削除をして霞台でしたっけ？

○荒井事務局長 うん、霞台厚生施設組合、令和3年4月稼働。

○岡野総務課長補佐 変更の方が収まり良くなるかなとは。

○荒井事務局長 はい。表の方にも入ってるんですよ。これ霞台厚生施設組合、昭和47年10月31日。

○岡野総務課長補佐 ただ茨城県ホームページの方から抽出したものをこの表でまとめているところでもあります。

○荒井事務局長 はい、だからこれ吸収だとも思うんですよ。だから設立年月日が変わらないのかなと思っています。4つの組合が一緒になっていると思うんで。その追加、それと5ページの図の所です。あの稲広組合の事務局のところ、人数です。職員数、消防本部の方はヨンマルロクという数字が入っています。事務局の方にも一番上の方で8名とか、って数字が入った方が良いのかなと思ったんですけど。ちょっと細かいところで申し訳ないね。

あと7ページです。表の2の2、稲広組合所有の消防本部及び消防署所一覧ということで、可能であれば職員数入れないかなと思ったんです。全体のさっきあの図の方ではわかるんですけども、各署に何人くらいの方がこう配置されているのかな、それをちょっと入れるスペースがあればいいなと思ったんですが。大丈夫でしょうか？

○坂本消防長 はい。

○荒井事務局長 じゃ、すみません。それと同じく9ページ、衛生組合の方の事務局の所ですね。これ人数まあ置くところちょっとこれ書くところが難しいんですが15名、4、5、9の13、ちょっと合わないな、あと局長と次長が入って15名だ、その15名を事務局の脇にこう持っていかけてもらえれば同じように人数が、表記されますのでいいのかな。

それと11ページ、庁舎等施設の一番、施設説明書きの一番下のところ。施設の運転業務の見直しについては、職員の配置と併せて検討するという風な表現になっているんですが、これを職員の配置、可能な人員とその期間を考慮し検討する必要がありますに改めて頂ければなど。職員の配置、可能な人員とその期間を考慮し検討する。

それと13ページ、組織体制、これ塵芥さんの文書で表現しているところ、またのところ。また令和3年5月1日時点での職員数は16人になってるんですけど、左下、職員数18になってるんですけどもこれは？

○岡野総務課長補佐 16です。これ前の1年前の数字だと思うので。

○荒井事務局長 これ16に直せばいいだけね、はい。以上です。この辺りかな、気付いたのは。

他なければ次に進みます。色々ちょっと修正点は入りましたけれども、この資料に関しましては7月2日の委員会の方ですけども、この内容で市町村職員との協議を行っていきたいと思いますので宜しくお

願います。

○岡野総務課長補佐 一点確認なんですけれども、3つの組合のそれぞれ表記する順番というのは何か決めがあれば尊重しますし、なければ決めておいた方が、こことその後ろの本編の中で順番が結構入り組んでいるのかなど、できれば統一したいなと考えているんですけれども。

○荒井事務局長 設立年月日。

○小杉事務局長 それが一番良いですね。

○澁谷事務局長 一番いいですね。その形がね。

○小杉事務局長 はい。

○荒井事務局長 組合の設立年月日で早い順に、さっきのように。

○岡野総務課長補佐 そうしたら、塵芥組合、衛生組合さん、稲広さんの順番で。

○荒井事務局長 ちょっと順番変わっちゃいますけどね。

○澁谷事務局長 やっぱり、なんかあったらやっぱり合わせた方が分かりやすいですね。

○荒井事務局長 じゃ、そういうことで。お願いします。

次に協議事項の2、新組合の骨子案について骨子案の7、冊子の方では67ページになります。給料ですね、職員、消防職員を含むの給料案についてです。まず、骨子案の概要について説明を致します。

○風見総務課長 はい、それでは骨子案の概要について説明致します。7職員（消防職を含む）の給料案についてです。新組合設立時の職員（消防職を含む）の給料体系は、3組合統合のコストメリットを引き出すとともに、行財政改革の観点から、構成市町村の最上位にある給料体系と同一とすることを基本とする。

また、各手当や期末勤勉手当の役職加算割合については、給料条例に基づき、龍ヶ崎市に準ずることを基本とするが、こちらも行財政改革の観点から抑制・削減策を講じるものとするという案となっております。以上です。

○荒井事務局長 はい、それで終りね。

○風見総務課長 はい。概要は、はい。

○荒井事務局長 次に、塵芥組合の方から給料に関する骨子案の代替案が提出されております。その内容について、塵芥組合の方から説明をお願いします。

○岡野総務課長補佐 この会議の前にエクセルデータの方でこの骨子案の見直しに対しての試算の結果が、創設時が現状よりも増額という事が確認されたところです。そのためこの骨子案とおりに見直しをすることとなった場合には、構成市町村の特に財政部門からの理解というのは難しいものと考えております。

また、原案のとおりですと職員の方にとって不利益が生じることもありますから、その場合それへの理解も必要と考えております。ただ、原案のとおり協議を進めていく場合ですと、なかなか協議がまとまらないという事も想定されますので、その結果、この目標である3組合統合の目標である令和5年4月1日の統合にも影響を及ぼすことが考えられるため代替案を考えてみたところでありまして、その代替案の方がA3の資料となります。

こちらの方で本日修正した点などを説明させて頂きたいと思っております。まず左の方が代替案、右の方が原案という形の方ですが、代替案の1の(5)の方に新規で追記しております。こちらの方の内容は地

域手当の部分について、この給料の検討に際して認識しておくべき事実という形の方で、現在の地域手当に関する内容を追記することを提案するものです。

次2番、こちらの方は細かいんですが、ア給料体系についてという項目をプラスさせてもらったところ
です。それは次のページ2ページの方の3になりまして、ここで稲広組合消防職員の給料の検証というこ
とで、ア給料体系について、イ地域手当について、となっていたのでこちらの方も同じように、ア給料体
系について、2ページの上に、イ地域手当について、という形の方で給料の区分けを同じようにしたとこ
ろであります。

具体的な内容は3ページにまとめているものですが、4番の基本的な考え方としまして、(1)が新組合
設立時の職員に係る総人件費については統合前と比較して増額しないことを基本とする。増えてしまうと
構成市町村の財政の方からも理解は難しいと考えられますので、統合後に人件費が増えない、増額となら
ないことを基本とすることを追記したところでもあります。

(3)のところでは給料の見直しにあたっては、組合職員の不利益とならないよう十分検討するとともに、
外部への説明責任が果たせるものとするというものを4の基本的な考え方に追加で記載したところであ
ります。

そのまとめとしまして5番、職員の給料に関するまとめとしまして、5の(1)なんですけれども、新
組合設立時の職員の給料の体系は、合併後当面の間は現状どおりとする。つまりこちらの新組合になった
時に給料を見直すというのでは無くて、その時にはまだそれぞれの組合毎の給料体系を維持するというの
が(1)です。

そうすると(2)の方になりまして地域手当のところは衛生組合、塵芥組合と稲広組合と異なるところ
が出てくるので、そういうところから同じ職場、例えば総務部門でそういった同じ人たちが仕事を一緒に
するにあたって、職員間の不公平感が生じないように新たな人事院勧告が発令されたタイミングで是正す
るという形の方を(2)の方でまとめておいたところでもあります。

(4)についてですけども、こちらの方は先ほどと重複しますが、地域手当は給料条例で準用している
龍ヶ崎市の支給率を基本とするが、4の(2)の基本的な考え方及び5の(2)を踏まえ新たな人事院勧
告が発令されたタイミングで見直しを行うものとするといったところでまとめているところでもあります。

このため原案の所の5の(6)であったり、(5)もそうですね、5の(5)、(6)、(7)の方を削除
したものがこちらの代替案として考えているところでもあります。

本日の資料については以上となります。

○荒井事務局長 はい、有難うございました。この代替案について何かご意見等ございましたらお願い致
します。

○坂本消防長 すみません宜しいですか。消防側としましても給料が増額しないことを基本とするとい
うところで今のまま、塵芥さんが出してくれた案の方には賛成したいと思います。

○荒井事務局長 はい、わかりました。その他どうでしょうか？風見課長何か？

○風見総務課長 そうですね、今回、衛生組合の方で先に作ったこの骨子案についてなんですけど、基本
的な考え方、その時の協議と致しましては衛生組合、塵芥組合と稲広さんの地域手当の率、こちら3パー、
9パーとかかけ離れているというところから、まず、これが別々ではやはりまずいんじゃないのっていうこ

とで、茨城県内の各組合の調査行った結果を見ても、やはり異なった支給率を持つてる組合というのはございませんでした。

そういった観点から今回この最初の骨子案ですね、こちらの案のとおり、まあその間といいますか6パー若しくは5パーセントという案を作りまして、そこでまあその分減る分がでますので、そこが今龍ヶ崎市と体系が違う給料体系ですね、給料の基準表ですか、そちらを龍ヶ崎市に合わせるという事で基本給、本給の部分を少し上げるというような形をとったという様な形の骨子案になっているところです。

確かに各組合の方から提出いただいた給料の試算データを見ますと、やはり地域手当を上げることによる影響額というのは大きいというのはもう出ている結果でございますので、そういった意味では少しまた検討する余地はあるのかなとは思っております。

こちらまた後程ご説明させていただきますが、今日新たな衛生組合案というのを用意しております。そちらを説明させて頂いてまた協議検討して頂ければと考えております。

○荒井事務局長 地域手当なんですけれど、まあ当初の案では6又は5ということになってますけれど、これは消防職も事務職も同じ率、違っている所県内どこにも無いんで、同じにするという大前提、事実に沿って同じような考え方で持っていくとその辺、辺りかなと。それで、管理者に聞いたら消防職3になってますけれども、想いとしては茨城県の地域手当と同じ率6パーセントというのを、やっぱりそのくらい出してあげたいなという想いが、昨日も行ったところ申しておりました。

そういったことで、変わらずにその辺の地域手当に関しては、その想いというものが変わらずに未だに持っているのかなというところもありますので、まあ3パーセントという事で固定するのもいいんですけども、まあそれはかえって管理者に反する、想いに反するものにもなるのかなと思います。その辺をどうちょっと捉えるか、確かにね、人件費は上がります。そこをどう整理していくかということなんですけれども、岡野補佐の方からありました様に、人事院勧告、地域手当の見直しも平成27年から10年後を目安に見直すというような人事院規則にありますので、それを考えると令和6年に勧告が出て令和7年から適用ということになりますので、その辺の動きが早めに分かれば次の案というものが協議できるのかなと思っております。

という事で、この時点でまだ結論というかそういうものは出す時期でも無いのかなというような想いもあります。今年の人事院勧告例年ですと8月ですね、去年はコロナ禍の関係で11月頃になっちゃたんですけども、そういった人事院勧告の動き、そういったものも踏まえてもう一回この辺協議したらいいなという想いがあります。

それで、消防職の方の3パーセントの根拠というのをちょっと質問として出したんですけども、答えとしては、管理者等会議の決定に基づくという答えだったんですね。

まあ地域手当に限らず全て管理者等、管理者副管理者の決定に基づいて全て動き出すという様に理解していますので、その決定前にどういう風な話し合いがされたのか、その辺も参考までに知りたいなと思っただんですけども、それがちょっとお聞きできれば良いんですけども。

○澁谷事務局長 まずは、事務方から上げたい、上げて欲しいという様な申し出してないんですよ。やはり中山管理者が1パーセントでも出したいと。それで色んな、ゼロから1に上げるときは色んな計算方法をしたんですよ。ところが1で市町村が、あのまあ上がっちゃうんで、1以上は暫く上げないで欲しいと

いう申し出があつて、事務方も全然ストップしていたんですよ。

ところが中山管理者の想いで、首長さんたちにお願いをして、それで出してきた数字があの3ですよ。こちらで何か数字作って、例えば全級地を設定してゼロと10とかやって計算して、その整理された数字が3点幾つだから3になったとかだと分かりやすいんですけども。

○荒井事務局長 確かに6パーという数字も言っていましたので、まだまだ3でも物足りない。

○澁谷事務局長 5は出したいと仰っていたんですよ。

○荒井事務局長 5ですか？

○澁谷事務局長 5に上げたいんだけどゼロ地域の首長さんたちが納得できないんで、それでまあ、言い方悪いんですけども折衷案というか、それであの数字が出て、これあの、通常我々の場合幹事会に通して、みんなそうだと思うんですけども、幹事会に出して検討してもらって上にあげるんですけども、これはもういきなり管理者会議に出ちゃいました。

それで次の幹事会で説明して、やはりあの、皆さんトップ決定なので、ご不満があったようですけども、あのまあ、しょうがないなと、という流れです。ですので、3になった経緯はそうでありまして、1にして貰った時は、先ほど言ったとおり各組合の平均値だったりとか、あとは全職員を出した場合のパーセンテージだったりとか、色々な手法は事務局でやっていたんだよね。

○坪井管理係長 はい。

○澁谷事務局長 で、色々見せたんですけど、結局ゼロ地域があつたって、やっぱり猛反対で出せないという事になったんですけど、まあこれも1ならいいだろうという事っていう経緯ですね。まあちょっと説明にならない様で申し訳ないですけども。

○荒井事務局長 いえいえいえ。

○澁谷事務局長 という事ですね。

○荒井事務局長 あの、今日配布する資料、今日の配布資料で3組合の地域手当支給率の経緯というので、今たまたま目についたんで見たんですけども、稲広さん確かにそうですよね、ずーっとゼロが続いていて28年度によろやく1、それが4年続いて、昨年度3。

○澁谷事務局長 そうですね。

○荒井事務局長 で、直ったばかりなんですよ。

○澁谷事務局長 直ったばかりです。で、この時も実は物件費で上り分を少し、当時川村副市長から指示がありまして、まあ全額100パーセントは無理なんで1千万でも500万でも下げてという事で、色々な購入関係を圧縮した経緯があります、はい。やはり金額がちょっとすごく上がっちゃうんで、1パー上げて2千万ちょっとだけ？

○坪井管理係長 2300万から、400万。

○澁谷事務局長 2300万位なので、ですから4600万、当時5千万と言っていたんだよね。

○坪井管理係長 そうです。

○澁谷事務局長 5千万上がっちゃうんで、1500万位は川村副市長の方が、少し何か抑制して、こういう流れで物件費1500万落としたんで、5千万の手当ては何とかお願いしたいと。

○荒井事務局長 やはり何らかの別の所で歳出をカットしてなんとかその財源、この地域手当を上げる財

源に回すと。

○**澁谷事務局長** というような考え方でないとちょっと市町村とはやれなかったというのが、我々稲広の方の流れですけれども。人数が多いので。

○**荒井事務局長** そうですね。やはり行財政改革というのは内部での取り組みというのは求められるそうですね、今後も。

○**澁谷事務局長** そうですね。

○**荒井事務局長** 今現在もそうだとは思いますが。はい分かりました。それとちょっと心配なのがそうすると、消防職の地域手当に関して記述、私書いたところがあるんですよね。

68ページ、68ページの(4)のところ。ここは事実に基づく3組合の行政職職員の給料の検証の(4)のところの記述です。行政職とあるんですけれども、稲広組合の消防職の方にも絡んでくる記述が、これは以降のところですね。

稲広組合の本部事務所並びに龍ヶ崎消防署及びその出張所が龍ヶ崎市内に位置しているものの、それ以外の消防署や出張所は稲広組合を構成する龍ヶ崎市以外の6市町村に設置されており、その中には地域手当支給の指定を受けていない地域がある。

現行の地域手当3パーセントは、地域手当支給の指定を受けている地域に設置されている本部事務所及び消防署等を拠点として業務に従事する消防職員と、そうでない地域に設置されている消防署等を拠点に従事する、業務に従事する消防職員との給料上の均衡を考慮し設定、平準化されたものである。という風な記述になってるんですよね。

そうするとこれ事実と異なりますよね、今の話聞くと。

○**荒井事務局長** そこをちょっと考えて頂ければなど。前にこういう話ちょっと聞いたことあったんだよね。その記憶でこの記述を書いたんですけど。

ここがちょっと事実と異なる検証になってしまうという事で、これ課題になるのかなと思います。修正ですね、修正。

これに関連してくるところもその後出てくるのかな？

そこで関連してくる記述の修正も必要になってくるのかなと思います。70ページの(5)の所もそれまでの記述を引用して、最後3または4パーセント低い方、6パーセント又は5パーセントの低い支給率を基本とすると。まさにこの辺もまとめに至る部分で記述が変わってくると、という事になるんで、ここをちょっとどういう風に修正していったらいいか、これまあ、次回、今日と言っても無理だと思うんで、次回までに私どもの方でも考えますけれども、稲広さんの方もちょっとご検討宜しく願います。

後は、消防長がさっき3パーセントという事を話言っていたもんですから、それを尊重して基本的にはいきたいと思っているんですけれども、ただ、一緒になるときね、一緒になった時、消防職と事務職で完全に分かれるようになりますけれども、それはそれで良いという理解でよろしいんでしょうか？

今は稲広本部の中で消防職と行政職があって、消防職は3、事務職も3ですけども、一つの組合になったら今度、今9になってますから、今のままでいった場合、消防職3、稲広組合の事務職も9という風になる、移行するという事でよろしいんですか？

○**坂本消防長** これはあれですか、9というのは大体？

○荒井事務局長 今回の支給割合。

○坂本消防長 段階的には下げていくっていう様な考えで。

○荒井事務局長 はい、人事院勧告なんかも今から、先ほど申し上げました様に出る可能性があるのですが、その辺も踏まえながら何パーセントにするのか、っていうのを考えないといけないと思うんですけども、その率は抜かしても、今の稲広職員の事務職も塵芥衛生の職員と同じ様な率でいいのかどうか？

○坂本消防長 とりあえず入り口はこれでやっていってもらって段階的にという形のほうが良いのかなって。

○荒井事務局長 今3ですけれども、5年の経過措置でちょっとずつ上げていって、一緒にするとかですね。

○坂本消防長 最終的にはっていう。

○荒井事務局長 多分こっちは下がってくるって思ってるんですね、級地指定。逆に例えば6、6まで下がると、今3ですから4、5、6、3パーセント上がる、それを5年で経過措置で上げるという事になるんですけど。そういう理解でいいんですか本当に？完全に分けるしかなくなっちゃうんですけど。

○澁谷事務局長 現実的にあの多分、この問題が市町村との部分で、稲広約束破ってんなという状況になるかも分からないですよ。中山管理者の想いを各首長さん聞いてくれたという経緯で、渋々市町村の方が納得している今現状、それで今度複合化の話で上がる話はちょっと難しいというか、全体に影響を与えちゃうと思うんですよ。

ですので消防の方で納得して貰えれば段階的、低い方は段階的、で高い方は段階的に、それをどうスパンするかは協議するという事で、入り口のこのところではそういう方法で先ほどおっしゃったとおりに一緒じゃないとまずいというところもあるんでしょうかね？

○荒井事務局長 一つになったら今度はまずいですよね、一つ同じにしないとね。

○澁谷事務局長 だからその同じにするまでの経過として、あの、同じにするということで経過としてもし書きぶり上手くできれば、こういうのがあって、その中でやっぱりこんな感じで合わせていく方向ですという感でいいですかね。まあ消防の方で納得すればなんでしょうけれども。

○坂本消防長 1年前ですか、1年前に3パーセントになった時も、市町村の財政の方からは色々あのトップダウンでという事で。

○澁谷事務局長 特に龍ヶ崎市さんが、まああとは先ほどの管理者の思いなんで、他は首長さんが結構財政の方に言って頂いていたんですなりだったんですけど、相対的にはちょっと皆さん、2300万円分負担追加、2300万やはりただ上がっちゃうんで、やっぱり4600あがっちゃう結果5000万近くになってしまったんで、ちょっとみんなまだ覚えてらっしゃると思うんで。

こういうので考えるんで、幸い消防職が給料表も違うんで、そこと何かを絡めて段階的に同じ数字の、仮に5とか何でもいい6を目途に調整していくという書きぶりかなんかで、もしそういうのが可能であれば消防の方で。

○荒井事務局長 消防職ね、書いたら凄いな反応ですよ。

○澁谷事務局長 申し訳ないですけど。

○荒井事務局長 その辺はちょっと難しい市町村の反応を見ながら、まあ、やっていくしかないですよ。

○坂本消防長 そうですよ、やはり地域手当出ていない市町村の財政担当の方からは、強くこれでまた数年後に上げるのか？みたいな感じで言われたりしまして。

○荒井事務局長 一番いいのは本当に動かさないのが一番いいですよ。

○坂本消防長 はい。

○荒井事務局長 何の問題も生じない。3と9のまま。っていうのが一番良いですよ。ただその辺もやっぱり管理者の想いもありますので、それでズバット線ひいちゃうわけにいかないんで難しいところですよ。あともう一つあったのが、給料表の8級制の関係ですね。その辺はどういう風に？

○坂本消防長 はい、これも27年辺りに人事行政委員会を設けてもらいまして、それで消防長の責務は明確化しようという事で、その中で決定した事項ですので、そのまま継続にしてもらった方がという想いはあります。

○荒井事務局長 人事委員会というのはどういう組織なんですか？

○坂本消防長 人事行政委員会。

○永井消防次長 各市町村の人事担当の課長さん。

○荒井事務局長 市町村の職員が入っているんですか？

○永井消防次長 入って揉んでいただいて、これはこれでという形で、その後幹事会管理者会議の方へ。

○荒井事務局長 じゃ市町村も、じゃ納得して当然ですけども、もうその8級に移行するその検討の段階からもう入って。

○坂本消防長 そうですね。

○永井消防次長 まあ、うち人数的に、県の方では上位にいる職員数を多く持っているんで、行政職との比較でなく他の消防本部との比較という、8級が大体人数いるところは8級になっているんでとういことで認めて頂いたというところもあるんで。

○荒井事務局長 事実の所に書いてあるのは、私共の調査では間違いの無いところなんですよ。行政職を上回る消防職のほうの給料表、7級を上回る8級設定している所は、構成市町村の上に行くところは県内に無いんです。同じなんです。その事実を踏まえた書きっぷり、考え方、方向性そういったものをまとめてますんで、そこがちょっと、そうなんだけれども、じゃあ今言ったことで8級になりましたという事実を記載してもらえればいいのかなど。

○坂本消防長 後は、基本的に消防職公安職と行政職給料表自体が違いますので、それでさっきも言いました様に、職階ということでその責務を出そうという事でこういう形になりました。

○荒井事務局長 はい、分かりました。あと他の広域組合消防本部、ちょっと比較してみたんですけど、責任の明確化という部分、責任の度合、というのを考えた場合に、管理職手当なんかもう少しメリハリつけてもいいのかなという想いがありました。

7級参事と消防次長が一緒、消防次長の方がやはり責任も上なんじゃないかなという想いもありました。その辺差をつけてもいいのかなというところを感じました。

消防長も当然ですけども、いま龍ヶ崎市の管理職手当と同額になっていますけれども、上いつちやつてもいいんじゃないですか？極端な話。

一人で4百数十人束ねているわけですから、市役所の場合はまあ、副市長もいますけれども7人の部長

がそれぞれの所管する所を束ねている。一人ではなく数人で束ねている、まあ屁理屈かもしんないんですけどそういったところの差があるっていう事を考えれば、管理職手当上げてもおかしくないんじゃないのかなという想いがありました。で、できれば7級の方がいいのかなと。

○永井消防次長 ちょっと余談になっちゃうんですけど、7級、1から7の部分で見ると、稲広は例えば、岡野さんとか見てくれているからわかると思うんですけど、消防副士長は1級に入っていたり、級でいうと県で最低レベル的な風になっているんですよ。

プラス、初任給まで言っちゃうとあれなんですけれど、給料表によって初任給のスタートがあるじゃないですか、このスタートも県内最低で、ちょっと分かっている人はいると思うんですけど50人くらいの消防本部よりも初任給低いんですよ。ただ人数少ないところは上がっていきけるんで、例えば20年勤続した職員を比較なんかすると、最低レベルなんで、はい、正直。

○荒井事務局長 それもやはり、給料全体総額という部分で考えて、やりくりした結果がそうせざるを得なかったということ。

○澁谷事務局長 抑えとのあれで、まあこれも余談なんですけど、ボーナスの加算も4からなんですよ。それも聞くと、人数多いので、色々な議論で級を7級制って全部同じってやって良いと考えると、今度はそこは今のままでも良いよと経緯は前の先輩方から聞いて、1級2級の所も副士長で2級はほとんど県内そうなんで、そうするとやっぱり上手く、その給料の総額、人件費総額でっていう経緯になっちゃって、ご指摘のとおり色々ところがバランス悪いという状況だと思います。

○荒井事務局長 その辺で7級の取手、単独消防ですけども7級制敷いてますんでそっちの人件費に当てはめてやった場合は2000万位の増になる、やはり各級、下の方ですねやはり若い人がおおいところ、通常の級に充てはめるとものすごい若い、若年層だけでも相当上がってるという事です。そういった事も今回資料貰って分かりましたんで。基本的には8級っていう部分は進めて、そのままという事で行きたいと思しますので。その理屈をちょっと県内の状況はこうなんですけれどもこういう事で8級制を敷きますと。という事でなんか理屈をこう考えて頂ければ有難いと思しますので宜しくお願いします。

続きまして、給料案を検討する当たりまして各組合にデータの方、提供して頂きましたけれども、まずそれぞれの資料について説明の方をさせていただきます。

○風見総務課長 先ほども少し話題にはなったんですが、まずこちら稲敷龍ヶ崎地方3組合地域手当支給率の経緯という事で、簡単な表にまとめさせて頂いたものです。こちらを見ますとやはり稲広さんの支給開始がかなり遅かったという事もございまして率の方も先ほど来協議の中で出ているところでもございます。それに関連しまして、衛生組合からの質問こちら先ほどお話をいたしましたけれど、稲広さんのその経緯ですね、という事でこちら先ほどちょっとお話を頂いたところでございます。以上になります。

次に職員の級の改正履歴という事で、こちら3組合見ますと若干その改正時期というのがずれているというのが確認はできます。7級制を敷いたのは衛生が一番早かったところですね。その後は管理者会議またその後での協議の中でこのような形で推移したものとなっています。

こちらの資料に関してはこれからの協議の中での参考になればと思ひまして、今回ご用意したものでございます。また先ほど来申してるとおり、各組合の方から給料に関する試算のデータの方を提供して頂きました。そちらをですね使ひまして、本日会場でお配りした資料です、職員給料について衛生組合案とい

う3枚組になっている資料なんです、一応この案について浅野主査の方から説明をさせていただきます。

○荒井事務局長 これはあくまでも5か6という部分で、前提で作っておりますのでちょっとご理解の方をお願いいたします。

○浅野総務課主査 それでは私の方から、衛生組合案ということでご説明申し上げます。まず大項目の1給料でございます。(1)稲広組合の消防職の給料体系を取手市に合わせた場合、試算していただいた結果、令和5年度時点の給料総額(年額)は現行制度と比較し2千万円の増額となることが確認できました。よって、消防職の給料体系は、現行制度を維持することを基本とする案としてご提案致します。

(2)行政職の職員の給料体系は、龍ヶ崎市の制度に準ずることを基本とするため、例えば5級課長を維持しつつ、6級に特に重要な業務を分掌する課長を、7級に特に重要な業務を分掌する参事を置くなどの方法を検討したいと思います。

(3)現業職の職員の給料体系は、龍ヶ崎市の制度を準用しているので、現行制度を維持するものであります。

(4)稲広組合、塵芥組合、衛生組合の行政職の職員の給料体系を、龍ヶ崎市の制度、等級別基準職務表に合わせた場合、試算の結果、令和5年度時点の消防職を除く3組合の職員、こちらは行政職及び現業職の職員を言います、以下同じであります、の給料総額年額は、現行制度と比較し212万6400円増の1億5283万2千円となります。

続きまして大項目の2、管理職手当でございます。

(1)管理職手当の現行制度の支給額は、龍ヶ崎市の制度を基礎としていることから、現行制度を維持することを基本とするものでございます。

(2)衛生組合及び塵芥組合は、臨時特例により管理職手当を10パーセント減額しているところであります。

(3)稲広組合は、管理職手当を減額しておらず、その令和5年度時点の支給総額(年額)は事務局にあっては151万2千円、消防にあっては3055万2千円となり、10パーセント減額した場合と比較し320万6400円上回ることとなります。

(4)衛生組合及び塵芥組合の管理職手当を減額しなかった場合、その令和5年度時点の支給総額年額は、現行制度と比較し、衛生組合において33万6千円増の336万円、塵芥組合において、40万3200円増の円増の403万2千円となります。

(5)3組合の令和5年度時点の管理職手当の支給総額年額は、減額しなかった場合、3945万6千円で、現行制度と比較し73万9200円上回るものであります。なお、消防職を除く支給総額は890万4千円であります。

(6)管理職手当の減額措置は、3組合統合複合化のコストメリットや、龍ヶ崎市職員との均衡などを考慮し判断するものと致します。

続きまして大項目の3、地域手当でございます。

(1)稲広組合の消防職の職員の地域手当は、その人数が400人以上におよび支給割合を引き上げた場合の影響額が大きいことから、当分の間現在の支給割合3パーセントを維持するご提案であります。

(2)消防職を除く3組合の職員の地域手当は、3組合統合複合化のコストメリットを引き出すため、

給料、管理職手当、地域手当の総額が、現行制度と比較し増額とならないよう抑制するものでございます。

(3)消防職を除く3組合の職員の令和5年度時点の給料、管理職手当、地域手当の総額は、現行制度のまま推移した場合1億7131万4376円となります。

(4)(2)に記載の現行制度と比較し増額とならないよう抑制するという考え方にに基づき(3)の金額を上回らないよう抑制しようとした場合、地域手当の支給割合は、5.92パーセントとなります。

最後に大項目4、衛生組合案のまとめでございませう。消防職を除く3組合の職員の給与を、1の(4)の改正後の給料、2の(5)の減額なしの管理職手当、3の(4)で出しました5.92パーセントという地域手当に基づき試算した結果、その令和5年度時点の給料、管理職手当、地域手当の総額は1億7131万770円で、現行制度のまま推移した場合と比較し3,606円の減額となるものであります。

(2)(1)の結果を踏まえまして、各組合の影響額を算出致しましたところ次のとおりでありました。衛生組合においては89万3200円の減額、塵芥組合さんにおいては38万5275円の減、稲広組合さんの事務局行政職の職員あつては127万4869円の増。

なお、一人当たりの平均影響額を月額で算出したところ次のとおりでございませう。衛生組合においては月々5,725円の減、塵芥組合さんにおいては2,006円の減、稲広組合さんの行政職の職員あつては1万5177円の増です。

(3)地域手当の支給割合は大項目の3に記載しました地域手当の考え方を基本としつつ、他の手当、共済費、特に給料の増額の影響を受ける退職手当負担金及び公務災害負担金を考慮し判断するものとします。また、衛生組合及び塵芥組合の職員への影響額を考慮し、経過措置、例えば5年間で9パーセントから6パーセントに移行するなどを設けることとするという案をご提案いたします。簡単ではございませうが以上でございませう。

○荒井事務局長 はい、今説明の方ありました案、本日配布した資料での説明なんで、なかなかこれ内容いきなり理解しろと言われても難しいとは思いますが、まずは何かここは何ですかという部分基本的なところで、ご質問等あればどうぞ遠慮なく質問してください。

なんか無いですか？岡野さん無いですか？基本的には考え方一緒なんだけど総支給額は変えない。絶対枠を超えてはならないという前提で。

○岡野総務課長補佐 自分の理解が乏しくて申し訳ないんですけども、フルコストでみたら大体同じというのはこの案かなとは思いますが、それよりも不利益出る職員が多いんじゃないかなっていう印象を受けるんですけど、例えば地域手当が例えば5.92パーセント、こちらも全部の職員に影響が出て、それ以外の所で、先ほど課長のところが6級か7級にということで、全員がマイナスになって上の人のところが上がるっていうイメージですね。

○荒井事務局長 どうなの？

○浅野総務課主査 はい、給料体系に関しては見直しをした場合、どういう見直しをするかで金額異なってくると思っております。

○荒井事務局長 龍ヶ崎の職務職階に移行すると金額は説明があったように増える。

○岡野総務課長補佐 特にこちらの方の塵芥組合の若い方がいらっしゃるので結構影響、減額になって不利益が出るんじゃないかなって原案でみた感想なんですけれども。

○浅野総務課主査 塵芥さんの案ですと、要は塵芥と衛生は9、地域手当ですね9パーセント、稲広さん事務局、消防さんは当面の間3という考え方だったんですね。当組合といたしまして提案致しましたのは、消防さんについては申し訳ないんですけど現状維持で、事務局行政職の方については均衡を図るという感じでございます。当然ご覧のとおり衛生組合が一番影響が大きいんですが、なかなか先ほど来、お話がありましたけれど同じ組合の中でちょっと地域手当のパーセンテージがあんまり違うというのもどうなのかということでのご提案になります。

○荒井事務局長 今日いきなりなものですから、この給料に関してはもう一回、もう一回やりたいと思っているんですよ。次回の会議までにもう一回、質問事項等整理して頂いて、回答なども事前に発送させて頂いて会議が出来ればなど、個人個人と確かに不利益がでる人、でない人というのがあります。ただ総支給額であくまでも作った案ですので、総支給額がその設立する5年の時点で変わらない様にするためのものですね。まあこういう折衷案もあるという事でのあくまでも参考事例ということですよ。

職務職階を龍ヶ崎にすれば、給料自体は上がるけれども手当の方は逆に抑えていかないとオーバーになってしまうんで、そこは地域手当を、まあ5.9幾つですかそこまで下げればちょうど総支給額も変わらず、この試算で行けば3千幾らで済むと、ちょうどいい、総支給額だけでみればいい線かなということでの提案ですね。まああの人事院勧告でどういうパーセント、勧告があと1年先か2年先か分かりませんが、出るのか分かりませんが、大体いいところ6くらいじゃないかなと思っています。級地指定。結果的にそんなに変わらないんじゃないのかなと推測ですよ、あくまで推測ですけど。という事で今のうちに職務職階で龍ヶ崎に準じて移行しちゃう、この機会に乗じて。で地域手当でまあ多分下がって皆さん不満になるかもしれないけれど、絶対また上がりますから、将来的にはまあプラスになるのかなと。という事です。こういう機会じゃないと職務職階を見直す機会もう無い、という事でのご提案です。どちらを取るかです。目の前の現実を取るか、将来を考えて今の案という事も考えるのか、その辺の投げかけですね。はい、ではこの案については次回の会議に引き続いて協議していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

それでは協議事項の(3)その他の案件に入ります。塵芥組合から今回の骨子案以外の質問、また衛生組合から提案させて頂いた内容について協議していきたいと思っております。まず、塵芥組合からの質問に対する回答について説明を致します。

○風見総務課長 それでは塵芥組合さんから頂きました質問票こちらに沿ってですね、説明をしたいと思っております。1ページの中段です、その他のところですね。

(1) 財産の取り扱いについてということで新規の協議事項ということでございます。これまでの幹部会議では協議されなかった財産、施設、基金等の取り扱いについて、改めて協議する必要があると考えます。具体的には、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の財産は、龍ヶ崎市、利根町及び河内町からの支出された税金であるため、3組合統合後であっても、龍ヶ崎市、利根町及び河内町に帰属するものと考えます。このため、3組合の統合後、特別会計の設置と併せて、基金等は特別会計に移管するなど、3組合それぞれが所有する財産の取り扱いについて協議する必要があると考えますということでございます。

組合の統合による財産処分については、今後の協議事項としたいと思っております。その際にはですね、組合統合を行った他の組合の事例ですとか、茨城県市町村課の財政グループ等に手続き等の確認を行い、その

情報を参考にしながら、3組合と構成市町村において協議を進めてまいりたいと考えております。

次に(2)です。今後のスケジュールについてでございます。6月2日の茨城県市町村課との打ち合わせ顛末を見たところ、県からは令和5年4月1日の統合が難しいとの意見はなかったと認識しています。このことから、令和5年4月1日の統合に向けて協議、手続等を進めることになると思いますが、令和5年4月1日に新組合の事務所を設置するには、令和4年度中にLAN配線や事務所の改修工事などが必要になると思います。

このため、令和3年度中、今年度中に統合の意思決定がされ、その意思決定に基づき、令和4年当初予算、または補正予算を編成する必要があることから、原案のスケジュールを前倒しで進める必要があると思います。コメ印で原案では令和4年6月に最終的な骨子案を龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議に報告とありますが、これを前倒しし、令和3年11月に報告し、12月には構成市町村の庁議、2月には構成市町村の全員協議会で説明し、令和3年度中に意思決定するスケジュールに修正する必要があると思います。という事で参考資料ということで、十勝の複合事務組合、こちらの資料を添付して頂きました。こちらの8ページですね、この統合までのスケジュールが記載されているものであります。

こちらの回答なんですけれども、前々回の会議でも回答いたしました通りですね、新組合の設立時期については、骨子案の策定に着手したときに、事務方の目標として令和5年4月1日としたものでございます。しかし、その間には市町村職員との協議、組合議会や市町村議会への説明、管理者等会議の判断を求めることになり、予想できない様々な困難が待ち受けているものと考えます。なお、今後の進捗状況にもよりますが、現時点では令和5年4月1日を目標に進めてまいりますという同じ回答と致しております。

次に(3)です。冊子版の構成についてということで、資料の中で重複する箇所が以下のとおりということで、幾つか記載をして頂いております。複数のページにわたり散見されることから、別紙のとおり冊子版の構成の変更を提案します。また、重複する資料、例えば組織図等ですね。本文の中で、別紙の幾つという番号での表記で無く、何ページの図何の何、あるページを指定する表記にした方が良いのではないかと提案でございます。こちらについてはですね、今冊子、これまでの協議の内容骨子についても修正作業を進めております。そこに合わせてですね、最終的にはこういった形に変更して完成に向かって行ければと思っております。また、この骨子案の順番、構成についてもですね、その資料に合わせた内容に沿った構成に替えてはどうかという事でございますので、こちらの方もこのような形に変更していければと思いますので、修正作業の際にはこのような形でいきたいと思っております。以上でございます。

○荒井事務局長 ただいま説明ありましたけれども、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

スケジュールの方は相手があるんで、これはこっちの思い通りにはなかなかいかないと思いますよ。この辺は、はっきり岡野さんの性格だからどうしてもピタピタとやりたいと思うのは理解できるんですけど、この辺はあの、やはり柔軟に流動的にやっぱり動いていかないとまずいんだらうな。これ前々回も質問出てるんですけど、そこはご理解してください。今の所5年の4月1日、これはもう目標はあくまでも変えないつもりで行きたいとは思ってます。そうすると、コウコウコウコウという事なんでしょうけれども、その辺も今後の協議の結果次第でどうにでも変わっていきますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

それと冊子の方の構成、これは岡野さん作った案の通り組み替えていった方がかえって見やすいのかな

という想いもありますので、これは異論ありません。

どうでしょうか、他に、ご質問大丈夫でしょうか？

続きまして衛生組合からの質問についてです。こちらは、骨子案の修正に関する提案となっておりますので、説明の後協議していただき、修正することとなれば、最終的な修正と併せて行っていきたいと思っております。ではお願いします。

○風見総務課長 はい、それでは衛生組合の方からですね、2枚目に出していた質問表、今日資料としてお送りしたものでございます。内容といたしましては骨子案の修正に関する提案でございます、先ほどの塵芥さんからの質問にもありました、このページ数、資料の表記に関するものでちょっとダブっているところもあるんですが、ご説明いたします。

まず、骨子案の2の別紙2ですね、冊子の方27ページになります。22ページです、申し訳ありません。22ページです。骨子4の別紙1になります、38ページこちらの分担金に関する資料でございます。こちらの金額がですね、ちょっと合っておりません。こちらに関して相違している部分があるんですが、塵芥組合さんの部分では補正予算の関係でちょっと金額が変わっていると、稲広組合さんの部分においては研修の費用、あと緊急通報ですね、庁舎、デジタル関係、車両の関係も負担金関係において金額の方が違っているということでございまして、基本的にこちらは同額と合わせた方が勿論良いと思っております、注釈を付けて、その辺揃えていければと考えておりますので、この辺はそういう形で進めていってもよろしいでしょうか？

○荒井事務局長 どうですか？ないですか？じゃ注釈を入れて頂くということで。

○風見総務課長 こちらの方で修正させていただきます。

次に、骨子案の3ですね、議会の運営の日程の中の資料です。こちらが27ページから29ページの資料で各調査した組合の会議の開催状況に関する資料でございまして、こちらなんですが、24組合こちらで調査をしました茨城県内の事務組合の情報のみが掲載されておりまして、こちらにこの3組合、稲広さん、塵芥さん、うちの3組合の情報を加えていった方がよろしいでしょうかといったご提案です。もし加えることとなる場合は各組合からそれぞれ情報提供をお願いしたいと思っておりますが、こちらは加えていくという形で修正するというものでどうでしょうか？

○小杉事務局長 はい、良いと思います。

○風見総務課長 はい、こちらは修正する形で進めていきたいと思っております。

○岡野総務課長補佐 すみません、一点。そうすると前回の会議で出た話なんですけれど、例えば冊子の96ページ、全部で30あったりするので、できればこの並び方と同じにしておいて聞いているところは空白にしておくとか、ものによって数が違うのは、決めがあった方が良いのかなと感じているんですけども。

○荒井事務局長 たまたま96ページ、高い順だよこれね、管理者のね。

○風見総務課長 ですね、はい、これに関してはそうです金額の高い順に並べているので、全般的にはちょっと、これとは変わってしまいますね。

○岡野総務課長補佐 並びは別として30あったり、24だったりってあるから。

○荒井事務局長 数ね。

○風見総務課長 96ページに関してはですね、これは前回もちょっとご説明したと思うんですけど、水道ですとか、下水道組合ということでこれはまあ3組合の事務に関係ない部分について最初調査の対象から外していたんですけれども、管理者会議の協議の中でこちら入れた方が良いんじゃないかという事で、そこまで含めての、3組合も含めての30という数字でこちらは作ったものでございます。それ以外については情報が結構入る部分がありましたので、調査を行った組合のみの情報がある部分が24ということですね。ですので、その辺でちょっと違いが出てはいるんですけれども。

○岡野総務課長補佐 若しくは今日の資料の、冊子の3ページだと茨城県内の一部事務組合は全部で38、県のホームページにあるんで、こちらの方もバラバラ、数がバラバラというイメージを受けるんで、ある程度は統一出来るところはして、そうじゃないところは関係ない関与の薄いところはこの数字を使う、全部だとこれにするという決めがあった方がいいと思うんですけど。

○風見総務課長 資料として名前を掲載しておいて、全て空欄というのでも特に資料としての問題は無いのかどうかというのはちょっと私そこらへん勉強不足で分からないんですが。

○岡野総務課長補佐 あとは実際聞き取りアンケート調査をやったのが24だったら、24プラス3にしておくとか、そうじゃなくてアンケートやってないけど、例規とかで追える報酬とかだったらそこは追加するとかっていうやり方もあるかなと思うんですけど。

○風見総務課長 全部の組合となるとホームページ持ってない組合なんかもありまして、例規を掲載していない組合も多くあるのも事実でございまして、拾えるところはそれで拾えるかなとは思いますが、その辺が新たに調査をかけるのか、それともあるいは無いのかということもあるんですけど。

前回の質問とか、今年度は時点修正じゃないんですけれど、・・・制度変わったかどうかという様な調査は行おうとは思っております。その中で追加で、今回聞いてない組合に聞くというのも一つだとは思いますが。

○荒井事務局長 岡野さんいいですか？

○岡野総務課長補佐 とりあえずスピード優先とかではいいかと思うので、ただ何で違うんだらうなって、見た人によって数の違いでも質問が出ちゃうかなと思って。

○荒井事務局長 その辺は、今から調査かけて追加して記載できるものはきちっとして、どうしても間に合わなかったものは、その理由を後で説明して了解を得てという事の方で行くしかないのかなと、当面はね。そういう事でご理解頂きたいと思います。

○風見総務課長 では次に移ります。(2)です。こちらはですね、24ページですね、冊子の24ページ1の(4)です。こちらの中でですね、複数の特別会計によって管理する案、(別紙4のとおり)という書き方をしておりますが、この文言を、順番とか、構成は変わるんですけども、この時点では特別会計の案というのは出てませんので別紙4ということで1枚文章での資料を掲載しておるんですが、大項目としまして特別会計の設置案という項目が一つ大きくございますので、別紙4のとおりという事では無くて、特別会計設置案についても参照するというような形、参照というか案については複数の特別会計により管理する案としているという形ということで、別紙4を今回申し上げましたけれど、削ってはいかがでしょうかという提案でございます。

どちらが見やすいかという話だとは思いますが。別紙の4という案が特別会計の骨子の概要みた

いな形にはなっているんですが。

○荒井事務局長 30ページね。

○風見総務課長 はい、30ページです、すみません。ですのでそちらを資料として表記するのか、直接その骨子案本文の方での。

○荒井事務局長 何ページの何々と。

○風見総務課長 という様な形で直すのかというような事です。56ページ以下、ここで言う56ページの特別会計設置案についての通りみたいな形ですね。

○荒井事務局長 見やすきなんですけれど、どう書きます？すぐ近くにあった方が良いのか、それとも今言ったように何ページの何と確認するやり方で終わらすのか。まあ、案としては省くと。

○澁谷事務局長 それで。

○荒井事務局長 はいそれでは、省くという事で、はい。

○風見総務課長 では、その様に修正をしたいと思います。

つぎの3番の4番についてなんですが、こちらに関しては、先ほど塵芥さんからありました重複している資料の部分の提案でございますので、こちらにつきましては先ほどページ数での記載ということでの了承がありましたので、3番4番については同じ場所を指定することに関してはページ数での記載という形での修正ということよろしいでしょうか？

あえてページ数の記載をしなかったのはまだ固まっていない部分があるかと思ったので、ページ数動いてしまうといったことで、ちょうどこの様な形にしましたので、最終的に完成形となった時には、既定のページ数を入れとといった形での修正が良いなどは思っております。

○荒井事務局長 あとは？

○風見総務課長 はい、以上です。はい。

○荒井事務局長 宜しいですか、次に進んで？ 次に、今後のスケジュールについて、あと確認等をしていきたいと思っております。

まず、6月29日に、中山管理者にこれまでの3組合幹部会議の協議内容について説明する時間を一時間いただいております。説明の内容ですが、修正後の冊子を使用しての骨子案の説明、統合までの手続きなどのスケジュール、これからの取組内容について説明する予定としております。という事で3組合そろって説明に伺いたいと思っております。各組合からは3名程度でお伺いするという事でどうでしょうか？あまり大勢で押しかけてもしょうがないと思うんですけれども。

○小杉事務局長 はい。

○荒井事務局長 稲広さんはどうしますか、消防の方もあるんで。

○澁谷事務局長 2、2でいいですか？稲広だけ。

○荒井事務局長 はい、分かりました。

○澁谷事務局長 次長以上で、はいすみません。

○荒井事務局長 はい、では3、3、4という事でお願いします。

○小杉事務局長 すみません、ちなみにお時間は？

○風見総務課長 えっと、4時からです。

○澁谷事務局長 4時からね。はい。

○風見総務課長 16時から一時間頂いております。

○荒井事務局長 はい、次が7月2日の3組合経営検討委員会についてです。前回の会議で協議いたしましたとおり、今回の3組合検討委員会では骨子案の冊子は配付せずに、統合の目的とスケールメリット、先程ちょっと議論致しましたけれども、その内容について協議をしていただきたいと思います。その他の協議事項ですけれども、3組合の現状と課題、3組合経営検討委員会設置要綱の改正、そして今後当面のスケジュールということで予定しています。一番肝心要の統合の目的とスケールメリット、これ中心に議題にして、まずは市町村さんと議論していきたいと思っておりますので宜しくお願いをしたいと思います。

先ほど3組合の現状と課題と申し上げましたけれど、うちの方で予定しているのが今年度の課題ですね、目標管理に上げていると思っております、どこの組織も。人事評価ですね。この間研修やったばかりですけれども。その今年度の課題をメインに出していきたいなと思っております。もう大丈夫ですよ？目標設定終わっていますよね。それと要綱ですね、これ一番最初にやった方が良いんじゃないのかな？

○風見総務課長 そうですね、はい。

○荒井事務局長 ちょっと順番はちょっと改めて調整します。

次に7月12日に開催の衛生組合の管理者等会議です。今回の管理者等会議は、3組合統合に関する案件のみの協議となっております。臨時議会終了後に予定しておりますけれども、稲広組合、塵芥組合の方々にも会議の方に入っていただきたいと思います。現在、協議事項として考えているのは、6月、今月29日に説明を致します、管理者に説明する内容に加えまして、3組合統合の在り方について、新組合の名称と事務局の場所について協議を頂きたいと思っております。また、塵芥組合、稲広組合の方からは、塵芥事務の広域化と斎場事務の複合化に関する今年度の取組み、これをご報告いただきたいと思っております。

なお、6月29日の管理者説明と7月12日の管理者等会議には、骨子案を含めた冊子について説明することとなりますので、作成に携わった岡野補佐には出席、両方とも出席をお願いしたいということで、小杉局長よろしいでしょうか。

○小杉事務局長 はい。

○岡野総務課長補佐 7月の12日の管理者等会議は何時からなんですか？

○風見総務課長 時間、臨時会が2時から、その終了後なので、議題が1件しかないのです、すぐ終わると思います。ですので2時くらいにはちょっと来て準備して頂ければと思います。

○荒井事務局長 議員さん早く帰ってくれば良いんですけど、立話ししてる方も結構、今まで見てますと居ますので、切りの良いところで3時くらい開始できればいいなと思っておりますけれども、遅くとも3時には、という風な予定としております。

○小杉事務局長 すみません、今の12日の2時ですけど、局長のみですか？

○荒井事務局長 そこはやはり、3人。

○小杉事務局長 3人、はい。

○荒井事務局長 場所は何処だっけ？

○風見総務課長 場所はちょっとあの、検討しています。ちょっと人数の関係で会議室だと厳しいかなっ

ていうのはあるので、議場を使うのであればちょっとお時間を頂いて、会場設営をちょっとし直さないといけないので。

○小杉事務局長 29日に出席するのと同じ？

○荒井事務局長 イコールの方が良いでしょうよね。

○風見総務課長 すみません、場所についてはもう一度改めてすみません、ご連絡します。

○荒井事務局長 本当はね、塵芥組合さんの広い所でやるのも良いんですけどね。

○風見総務課長 臨時会が無くて、管理者会議だけでしたらちょっとお借りできると思うんですけど、管理者にまた移動してもらうというのは、ちょっと厳しいと思うので、うちの組合の方でなんとかやればと。

○荒井事務局長 はい、という事で予定の方宜しくお願いいたします。その他、何かございませんか。

○風見総務課長 はい、では衛生の方からちょっとご連絡といたしますか、報告事項があります。

まず、組合統合に向けた研修についてです。以前にもお話をさせていただきましたけれども、衛生組合では、今年度の予算に3組合統合準備費ということで、先進事例視察を行う費用と外部講師を招いての研修に係る費用を予算化しております。その中で、研修についてですけれども、契約などの準備、事前準備が必要になることから、当組合の例規集の管理を行っている第一法規さんの方に講師を打診しまして、調整を行ってきたところでございますが、当初予定しておりました講師の方から、半年ほど準備期間が必要だとの回答がございました。それだとちょっと時期的に遅くなってしまいますということで、第一法規さんに今、別の講師を探してもらっています。ただ、ちょっと未だ見つからないという状況でございまして、こちらといたしましては、8月一杯ぐらいまでには研修の方は実施をしたいと考えておりますので、もし、第一法規さんの方で都合がつかないといった場合には、先日お邪魔させて頂いた県の市町村課の行政グループの担当者をお願い致しまして、手続きなどの部分や過去の事例、先進事例などについてお話しを依頼するといった事もちょっと考えておりますので、その際はまた改めて連絡をさせて頂きたいと思っております。

続きまして、こちらの幹部会議の議事録の公開についてでございます。幹部会議の議事録の作成につきましては、第1回目、第2回目が衛生組合の方で作成しまして、第3回目以降は塵芥組合さんに作成をお願いしているところでございます。この議事録につきましては、オープンにしていこうということで、ホームページへ公開、掲載して公開をしたいと考えているところでございます。しかし、2回目以降の会議では、骨子案の詳細についての協議を行っておるため、その内容について未だ管理者等会議での了承も受けていないということでありますので、今の時点では第1回目の協議、骨子の協議の前の段階ですね、そちらの会議のみの公開をする準備をしているところでございます。

併せまして、1月と2月に行われました衛生組合の管理者等会議の議事録、こちらは3組合の統合に係る部分の協議部分の抜粋になるかと思っておりますが、そちらも併せて公開を予定しているところでございます。

幹部会議の第2回目以降の公開につきましては、7月12日の管理者等会議での協議後に公開していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○荒井事務局長 はい、何かご質問ございませんか？

無いようでしたら、以上で3組合経営検討幹部会議の方を終了としたいと思います。

○岡野総務課長補佐 すみません、一点確認なんですけれども、今日までに塵芥の広域化とかの資料の提出

とかがあったんですけど、それはまだ若干日程的には余裕あるってことでよろしいですか？

○荒井事務局長 それ抜けてたな。

○風見総務課長 そうでしたね、すみません、稲広さんの方からも資料頂いていたんですけど、今日ちょっと抜けちゃいまして、申し訳ありません。

○荒井事務局長 資料というのはこの間。

○岡野総務課長補佐 この間のというよりは、文言というのはちょっと修正したいとは思ってはいるので。あれをもうちょっと修正したものを何時迄にというメ切があれば、日付を共有してくれたらと。

○荒井事務局長 うちの方でも、共有をしていきたいと思いますので、稲広さんにもお願いをしたいと思いますが、今日はもう木曜日でしょ、29日が管理者への説明、その時使うと思うので、来週頭には送って頂ければ有難いんですが。

○風見総務課長 とりあえず、項目は出して頂いているので。

○荒井事務局長 項目は出してもらっているのね、それにプラスαの資料があれば、なければすぐ出して貰う。もしプラスする資料が有るのでしたら来週月曜日中に出して頂ければ有難いと思います。

○岡野総務課長補佐 はい、あとこの冊子の中の言い回しなんですけれども、前半はである調で、ですます調で作って、後半は、である調とかで言い回し異なっているのでそれは統一したいと思っているので、それはこちらの方で修正させてもらってよろしいですか？

○荒井事務局長 いいです。です調の方がいいよね。

○岡野総務課長補佐 です調で、はい。何々である、である調からです調へ替える。

○荒井事務局長 ですますで。

○岡野総務課長補佐 あと、塵芥のところの広域化のところ、ページによって言い回しが変わっているので塵芥事務（施設の広域化）とか、ごみ処理の広域化。

○荒井事務局長 はい、それも統一してもらって結構です。

○岡野総務課長補佐 その統一した文言と、その6回分、今日まで協議した資料と整合、文言整理をしたいと思うので。

○荒井事務局長 あと、ちょっと聞きたいと思っていたんだけど、消防本部の建設というような事で何か指示受けてます？市長の方から。なんか時期的に、場所はなんとなく隣とか言う話だったと思うんですけども、消防署の。

○澁谷事務局長 時期的なものは龍ヶ崎市さんと協議するということで、斉田次長と消防含んで4人で龍ヶ崎市の企画課長さんと財政課長さんと、施設管理課長さん、お三方に、これは管理者等会議の決定事項ですという事でお伝えしてあります。

○荒井事務局長 というと、何年後というのは？

○澁谷事務局長 消防本部は、令和11年度までに竣工、本年度から用地の検討研究という形で、それで消防署の首長さんらが出来れば消防署の周り、消防署の脇にですか、隣接して検討するので、龍ヶ崎と県と話して調整するよという指示で、申し入れしてるんですが、まだ話ただけで。

○荒井事務局長 11年度までというか12年度から供用開始。

○澁谷事務局長 12年の4月1日からは新しい所でやっていくということで。

○荒井事務局長 早くできちゃった場合には。

○澁谷事務局長 早い分には、後ろがそこまでという、理由は今の高機能指令センターの更新を10年でやるしかないので、入れるために11年度末までに完成させたいというスケジュールで。

○荒井事務局長 ちょうど更新時期がその時期。

○澁谷事務局長 その時期ですね。1年や2年延命というのはあるんですけど、一応目標は設定は10年で更新すると。

○荒井事務局長 一応5年の4月1日、一応設立に向けて協議しているわけですけども、実際できた場合その間どこにしましょうという、場所の問題、協議しましたけれど、そっちとの絡みで、どのくらい暫定で使うしかないのかなということちょっと今お聞きしました。

○澁谷事務局長 あの、後ろというやり方なので、計画上は竣工までという形によろしいかなと思うんですけどね。

○荒井事務局長 分かりました。はい、以上です。

はい、では以上で終了と致します。お疲れ様でした。